

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) ～ (391) （略）</p> <p>(392) トランスー四ー〔（二ーアミノー三・五ージブプロモベンジル）アミノ〕シクロヘキサノール（別名アンブロキソール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中トランスー四ー〔（二ーアミノー三・五ージブプロモベンジル）アミノ〕シクロヘキサノール塩酸塩として5mg以下を含有するもの及びトランスー四ー〔（二ーアミノー三・五ージブプロモベンジル）アミノ〕シクロヘキサノール塩酸塩として一・二%以下を含有する散剤及び顆粒剤を除く。</p>	<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) ～ (391) （略）</p> <p>(392) トランスー四ー〔（二ーアミノー三・五ージブプロモベンジル）アミノ〕シクロヘキサノール（別名アンブロキソール）、その塩類及びそれらの製剤</p>

(393)
S
(634)

(略)

(393)
S
(634)

(略)